

公告

令和7年4月8日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 朽名 栄治

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 業務場所

豊橋市市内一円

(5) 契約上限金額

金26,972千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種、大分類：03 役務の提供等、中分類：07 調査委託に登録されていること。

イ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。

ウ 令和5年度以降に、国、地方公共団体が発注するウォーターPPPの導入に関する検討調査業務を完了した実績を有する者であること。

エ 責任者に、上下水道部門「下水道」、総合技術監理部門（上下水道「下水道」）のいずれかの技術士の資格保有者を配置できること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け 豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8502

愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

豊橋市上下水道局経営課（豊橋市上下水道局 4 階）

電話：0532-51-2703

ファックス：0532-51-2708

電子メールアドレス：water-somu@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市上下水道局経営課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/61857.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1 部 ※提出書類は全て A 4 サイズにより提出すること。

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。また、あわせてメールにて電子データも提出すること。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 提案審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和7年5月30日（金）の午後を予定

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査業務プロポーザル実施要領」による。